STOP THE DOMESTIC VIOLENCE

あなたの周りの相談窓口

配偶者暴力相談支援センター

●月～金　8:30～17:15(祝日、年末年始を除く)

県福祉相談センター(女性相談支援センター)	☎023－627－1196
村山総合支庁生活福祉課	☎0237－86－8212
最上総合支庁子ども家庭支援課	☎0233－29－1274
置賜総合支庁子ども家庭支援課	☎0238－26－6027
庄内総合支庁子ども家庭支援課	☎0235－66－4759

子ども女性電話相談(県福祉相談センター)

●毎日　8:30～22:00　(年末年始を除く)　☎023－642－2340

女性の人権ホットライン(山形地方法務局)　(みんなの人権 110 番から 1 番を押してください)

●月～金　8:30～17:15(祝日、年末年始を除く)☎0570－003－110

警察安全相談室「警察総合相談」(県警察本部)　＃9110　または

●24時間　☎023－642－9110

ストーカー・DV に関する相談(県警察本部人身安全少年課)

●24時間　☎023－626－0110

性犯罪被害相談電話(県警察本部)　＃8103　または

●24 時間　☎0120－39－8103

べにサポやまがた(やまがた性暴力被害者サポートセンター)

●月～金　10:00～19:00(祝日、年末年始を除く)

☎023－665－0500

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

●24 時間　☎＃8891

法テラス犯罪被害者支援ダイヤル(日本司法支援センター)

●月～金　9:00～21:00

●　土　　9:00～17:00　☎0570－079714

(祝日、年末年始を除く)

よりそいホットライン((一般)社会的包摂サポートセンター)

●24 時間　☎0120－279－338

― あなたのお近くの相談窓口をお答えします(自動音声) ―

DV 相談ナビ(内閣府男女共同参画局)

●24時間　☎＃8008

山形県男女共同参画センターチェリア

山形県男女共同参画センターチェリアでは女性相談員が対応しています。安心してご相談ください。

相談電話　０２３－６２９－８００７

●火・水・木　10:00～16:00　●金・日・祝日　13:00～16:00

(年末年始を除く)

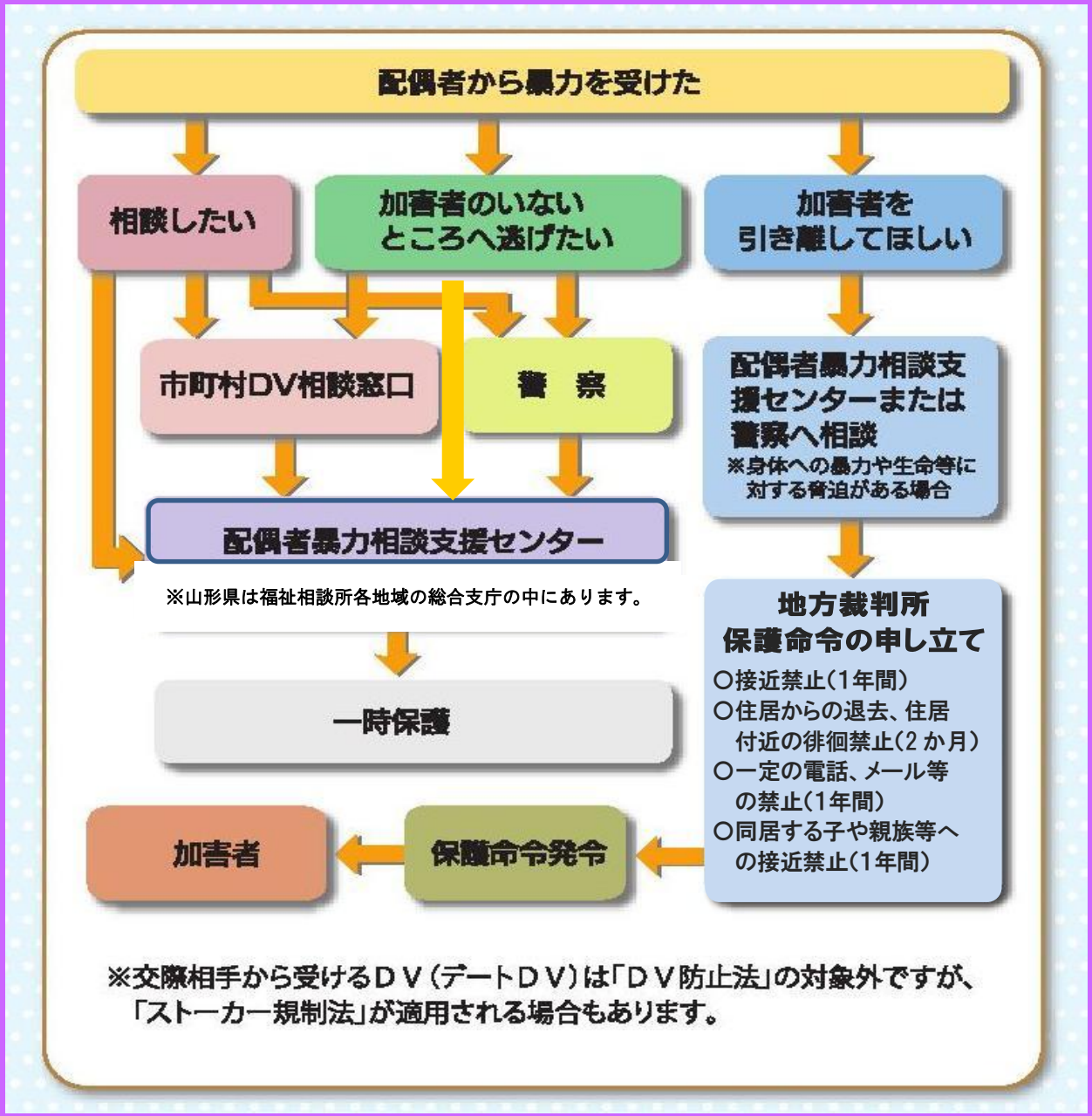
STOP THE DOMESTIC VIOLENCE

ＤＶ防止法があなたを守ります

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ＤＶ防止法）」は配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための法律です。令和６（2024）４月１日に改正配偶者暴力防止法が施行され戸籍上の「配偶者」だけでなく、元配偶者、元事実婚の相手、生活の本拠を共にする交際相手なども対象になりました。

保護命令の対象拡大

この法改正により、生命に限らず自由、名誉、財産に害を加えると告げる脅迫も、新たに保護命令の対象に加わっています。



ＤＶは、社会全体で解決すべき問題です。

STOP THE DOMESTIC VIOLENCE



山形県男女共同参画センターチェリア

STOP THE DOMESTIC VIOLENCE

被害者が逃げられない理由

被害者は「私さえガマンすれば」と自分に言い聞かせ、次第に力を奪われた状態になっていきます。加害者から「どこまでも追いかけてやる」「逃げたら殺す」などと脅される場合も多く、離れることができないと思い込んでしまいます。このほか以下にある事由から、離婚を選択したり、逃げたりする決心は容易ではありません。また「暴力のサイクル」に巻き込まれ、逃げられない心理状態になってしまいます。

被害者が抱える不安

○経済的な不安
○今まで築いてきた人間関係や
　仕事を捨てる事への不安
○子どもの就学や将来への不安
○親や兄弟姉妹などへ被害が及んだり
　迷惑をかけたりすることへの不安
○「わたしがいなければ加害者は
　ダメになってしまうのでは」という思い込み



暴力のサイクル



STOP THE DOMESTIC VIOLENCE

被害者への影響

身体的な暴力によるケガも深刻ですが、心に与える影響は、それ以上に深刻です。心に受けた深い傷は、加害者と離れた後も、なかなか消えることがなく精神的な影響は長く続きます。



心配な言動

〇何事にも自信がなくなる。〇生きる気力を失う
〇集中力がなくなり、物忘れが多くなる
〇疲れやすく、やる気がなくなる〇感情が麻痺する
〇人間関係がうまくつくれない〇自律神経失調症
〇不眠症〇うつ病〇心的外傷後ストレス障害（PTSD）

子どもへの影響

子どもへの影響もとても深刻です。「児童虐待防止法」ではＤＶを見せることは、子どもへの虐待であるとの規定があります。ＤＶが起きている家庭では、親から直接、身体的・精神的暴力を受けていることが少なくありません。

子どもの時に、身近な人が殴られたり、言葉の暴力を受けている様子を見ることで、無意識のうちに子どもの言動、感情に問題を解決する手段として「暴力」を使うことや、暴力をふるわれることを容認してしまうことがあります。ＤＶが起きている家庭で育った子どもは自尊感情が低い傾向にあり、自分自身を大切にできなくなります。



STOP DOMESTIC VIOLENCE

身近な地域における早期発見・見守り

ＤＶは、社会全体で解決すべき問題です。
被害者のなかには､加害者からの報復の恐れや家庭の事情など様々な理由から、自ら支援を求めることをためらう人もいます。
身近な地域のなかで、被害者やその子どもとの接触を通じ、配偶者暴力の存在に気づくことが多くあります。

対応の重要性と心構え

気づき・発見

被害者は、加害者への恐怖や世間体などから、親しい友人や親戚にも、配偶者暴力を受けていることをなかなか打ち明けられません。

しかし、生命・身体に重大な危害を及ぼすこともあることから、被害の兆候を発見したときは、深刻な状態になる前に被害者を相談機関等につなぐことが重要です。　日常の何気ない会話やしぐさのなかにも、配偶者暴力の影響が隠れている場合がありますので、それを見つけたときには、被害者の言動を注意深く見守ることが求められます。

【対応上の留意点】



●相談を受けたら、できるだけ一人で判断するのを避けます。
●被害者の安全の確保を最優先します。
●被害者への二次被害を起こさないように十分気をつけます。
●支援者（対応者・通報者）の安全を確保します。

ＤＶ加害者の特徴

暴力を振るう加害者については、一定のタイプはなく、年齢、学歴、職種、年収に関係がないといわれます。人当たりが良く、社会的信用もあり、周囲の人からは「家で妻に対して暴力を振るっているとは想像できない」と思われている人もいます。

加害者の中には、家庭という密室の中でのみ暴力を振るう人もいますが、普段から誰に対しても暴力的で、見知らぬ人に対しても言いがかりをつけて暴力を振るう人もいます。



また、アルコール依存や薬物依存、精神障害等が関連して暴力を振るっていると考えられる人もいます。加害者が暴力を振るう理由は様々あると考えられますが、その背景には社会における男尊女卑の考え方の残存があると言われています。

ＤＶってなに？

ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）とは配偶者（事実婚や元配偶者も含む）などから、繰り返し受ける暴力のことです。

夫婦や親密な間柄で起き、体力・経済力・社会的な地位などが優位になっている人が、弱い立場の人を支配しようとしたり、思いを一方的にみたしたりするために暴力をふるいます。

家庭内で起きることが多いため周囲から発見されにくく、被害が深刻化しやすいと言われています。

身体的な暴力



・なぐる、平手でぶつ
・足でける
・首をしめる
・胸ぐらをしめあげる
・物をなげつける

精神的な暴力



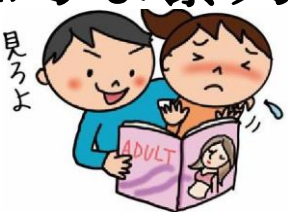
・大声で怒鳴る
・人格を否定するように暴言をあびせる
・何を言っても長時間無視する
・電話や手紙を細かくチェックする

経済的な暴力



・生活費を渡さない
・外で働くことを妨害する
・金銭的な自由を与えない

性的な暴力



・性的行為を強要する
・避妊に協力しない
・無理やりポルノなどを見せる
・中絶を強要する